

「障がい者パソコンサポーターの会」 会則

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、「障がい者パソコンサポーターの会」と称する。

第 2 条 本会の事務所は、会長宅 可児市光陽台 3-64 に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、可児市およびその近隣地区在住の障害者の自立生活、社会参加を支援することを目的とする。

(活動内容)

第 4 条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 可児市および可児市社会福祉協議会が行う障害者パソコン支援事業への協力。
- (2) 障害者へのパソコンに関する教育、指導、相談。
- (3) 会員相互の親睦とパソコン技術向上のための勉強会。
- (4) ホームページによる活動の紹介、情報交換。
- (5) その他、本会の目的達成のための事項。

(会 員)

第 5 条 本会の趣旨に賛同し活動を行う者を会員とする。

(役 員)

第 6 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長…… 1 名
- (2) 副 会 長…… 1 名 (事務担当)
- (3) 会 計…… 1 名
- (4) 会計監事…… 1 名

(役員を選出)

第 7 条 会長は、総会で選出する。

副会長、会計、会計監事、広報は、会長が指名する。

(任 期)

第 8 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、交替があるときは残任期間とする。

(会 費)

第 9 条 本会の会費は、年間一人あたり 1,000 円とします。

(会 議)

第 10 条 本会の会議は、総会、及び定例会とする。

(1) 総会は、年度末及び必要に応じて会長が開催する。

会員は会長に総会の臨時開催を要請することができる。

(2) 定例会は、毎週水曜日に開催する。

場 所：可児市福祉センター 障害者生活支援センター

時 間：午後 3：30～4：30

(議 決)

第 1 1 条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(会 計)

第 1 2 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金をもって充てる。

第 1 3 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第 1 4 条 本会則の改正は、総会の議決による。

付則 1 「慶弔規定」

会員に慶弔事項が発生した場合は、次の慶弔金に見合った額をその都度会員から徴収し、会から一括して当該会員に支払うものとする。

なお、端数余剰金が出た場合は会でプールしておく。

1. 慶事
  - (1) 本人結婚 10,000円
  - (2) 出産 5,000円
2. 弔事
  - (1) 本人死亡 10,000円
  - (2) 配偶者・一親等死亡 5,000円
3. 見舞い
  - (1) 本人2週間程度入院 5,000円
  - (2) 本人見舞いは一度だけとする。
4. その他 別途協議

付則 2 「諸手当支給規定」

会が認める他団体主催の研修会などに参加する場合は、必要に応じて次の費用を支給する。

1. 参加料、交通費は実費
2. 主催者から食事の提供がない場合、食事代として300円の日当を支給する。

平成26年度活動計画

1. 障がい者に対するパソコン教室
  - \* サポート日時： 毎週水曜日…… PM 1：30～3：30
  - \* サポート場所： 可児市福祉センター内 障害者生活支援センター
2. 障がい者生活支援センターからテーマを定めて講習会などの依頼があれば、それを行う。  
例)「年賀状作成」「カレンダー作成」
3. 会員相互の親睦を図る。
4. 会員の技術力向上のための研修会などを行う。
5. 他のボランティアグループ及び障害者との交流会等を行う。

平成26年度役員

	氏 名	住 所	連絡先
会 長	中本 由美子	可児市光陽台 3-64	0574 (65) 2402
副 会 長	中島 雪子	可児市長坂 8-15	0574 (65) 6305
会 計	可児 隆英	可児市今 256-2	0574 (65) 4859
会計監事	渡邊 幸敏	可児市長坂 3-157	0574 (65) 2952